

# 熊本県公報

第 1 1 3 7 2 号  
平成 18 年 2 月 22 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- あらたに生じた土地の確認及びこれに係る町の区域の決定……………(市町村総室) 1
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 1
- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の指定……………(健康危機管理課) 2
- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の辞退……………( " ) 2
- 公有水面埋立てに伴うしゅん功認可……………(漁 港 課) 2
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課) 4
- "……………( " ) 4
- "……………( " ) 4
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 5
- 道路の供用開始……………( " ) 5
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(八代加入区)……………(漁 政 課) 6

**公 告**

- 本渡都市計画道路事業 3・5・5 号太田町水の平線の事業認可……………(都市計画課) 6
- 県営土地改良事業計画の変更……………(農村計画課) 6
- "……………( " ) 6
- 県営土地改良事業の工事完了……………( " ) 7

## 告 示

### 熊本県告示第 168 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る町の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨熊本市長から届出があった。

平成 18 年 2 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する町
熊本市河内町船津字小川内 982 の 218、902、又 903、901 の 1 地先並びに 900 の 1、899、898、898 の 2、897 の 2 に隣接する道路地先公有水面埋立地 18,536.85 平方メートル	熊本市河内町船津字小川内
熊本市河内町船津字聖ヶ塔 854 の 2、853、812 の 2、又 810、810 の 1、809 の 1、808 の 2、807、806 の 1、806 の 3 及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面埋立地 46,291.64 平方メートル	熊本市河内町船津字聖ヶ塔
熊本市河内町白浜字林 60、59、58 の 1、50 の 2 地先公有水面埋立地 77,966.42 平方メートル	熊本市河内町白浜字林

### 熊本県告示第 169 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 2 月 22 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 2 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	矢部阿蘇 公園線	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字中車鶴  3974番3地先から 同字  3974番5地先まで	前	16.4 ～ 22.0	70.5	廃道処分
			後	10.5 ～ 14.8		

2 区域変更する期日 平成18年2月22日

#### 熊本県告示第170号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成18年2月22日

熊本県知事 潮谷 義子

指定

指令 番号	所在地	名称	開設者		指定年月日
			住所	氏名	
40	本渡市大浜町3番35号	すばる薬局	本渡市大浜町3番35号	有限会社すばる薬局	平成18年1月1日
41	荒尾市蔵満1859-1	医療法人宏徳会西整形外科医院	荒尾市蔵満1859-1	医療法人 宏徳会	平成18年1月1日
42	玉名市伊倉北方278-4	いくら調剤薬局	玉名市伊倉北方278-4	有限会社 渡邊ファーマシー	平成18年1月16日
43	宇城市松橋町萩尾2037-1	あおば病院	宇城市松橋町萩尾2037-1	医療法人社団 明心会	平成18年1月17日

#### 熊本県告示第171号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成18年2月22日

熊本県知事 潮谷 義子

辞退

所在地	名称	開設者		辞退年月日
		住所	氏名	
荒尾市蔵満1859-1	西整形外科医院	荒尾市蔵満1859-1	西 一徳	平成17年12月31日
下益城郡城南町東阿高778-20	青葉病院	下益城郡城南町東阿高778-20	医療法人社団 徳望会	平成18年1月16日
宇城市松橋町松橋489番地	坂口病院	宇城市松橋町松橋489番地	坂口 哲夫	平成18年1月15日

#### 熊本県告示第172号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき公有水面埋立に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成18年2月22日

熊本県知事 潮谷 義子

- しゅん功認可年月日  
平成18年2月13日
- しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名  
天草郡有明町大字赤崎3383番地 楠甫漁港管理者 有明町

## 3 埋立区域

## (1) 位置

## 1 工区

天草郡有明町大字楠甫字本鳥越 5768 の 2、5769 の 3 に隣接する無番地（道路）に隣接する無番地（堤）に隣接する無番地（堤防）地先並びに 5769 の 3、5771、5773、5777 の 1、5777 の 3、5777 の 2、5778 の 1、5779 の 2、5779 の 1、（5780 の 1 + 5780 の 2 + 無番地（道路））、5782 の 1 及び 5781 の 4 に隣接介在する無番地（道路）に隣接する無番地（堤）地先並びに 5781 の 1 地先並びに 5781 の 1 に隣接する無番地（堤防）地先公有水面

## 2 工区

天草郡有明町大字楠甫字本鳥越 5781 の 1 に隣接する無番地（堤防）地先並びに 5781 の 1 地先並びに 5816 の 4、5817 の 1 に隣接介在する無番地（道路）に隣接する無番地（堤）に隣接する無番地（堤防）地先公有水面

## 3 工区

天草郡有明町大字楠甫字本鳥越 5816 の 4、5817 の 1 に隣接介在する無番地（道路）に隣接する無番地（堤）に隣接する無番地（堤防）地先並びに 5817 の 1、5817 の 2、5828、5829、5830、5832、5833 の 2、5833 の 1、5833 の 4 及び 5833 の 3 に隣接介在する無番地（道路）に隣接する無番地（堤）地先並びに字蛤 5835 の 9 地先公有水面

## (2) 区域

## 1 工区

次の 1 の地点から 14 の地点までを順次直線で結んだ線及び 14 の地点と 1 の地点を結ぶ平成 11 年の春分の日満潮位（DL + 3.94 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1 の地点 天草郡有明町大字楠甫字本鳥越地籍図根多角点 11-12  
（北緯 32 度 30 分 43.404 秒 東経 130 度 22 分 58.223 秒）から 355 度 08 分 52 秒  
40.230 メートルの地点

2 の地点	1 の地点から 1 度 18 分 42 秒	5.767 メートルの地点
3 の地点	2 の地点から 5 度 20 分 02 秒	6.175 メートルの地点
4 の地点	3 の地点から 12 度 56 分 55 秒	5.494 メートルの地点
5 の地点	4 の地点から 18 度 39 分 57 秒	3.296 メートルの地点
6 の地点	5 の地点から 24 度 03 分 03 秒	4.944 メートルの地点
7 の地点	6 の地点から 30 度 29 分 27 秒	4.945 メートルの地点
8 の地点	7 の地点から 37 度 01 分 32 秒	5.077 メートルの地点
9 の地点	8 の地点から 40 度 09 分 38 秒	9.379 メートルの地点
10 の地点	9 の地点から 14 度 44 分 15 秒	116.505 メートルの地点
11 の地点	10 の地点から 62 度 29 分 54 秒	15.486 メートルの地点
12 の地点	11 の地点から 14 度 53 分 12 秒	3.301 メートルの地点
13 の地点	12 の地点から 104 度 33 分 47 秒	14.775 メートルの地点
14 の地点	13 の地点から 15 度 19 分 19 秒	1.654 メートルの地点

## 2 工区

次の 1 の地点から 22 の地点までを順次直線で結んだ線及び 22 の地点と 1 の地点を結ぶ平成 11 年の春分の日満潮位（DL + 3.94 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1 の地点 天草郡有明町大字楠甫字本鳥越地籍図根多角点 21-2  
（北緯 32 度 30 分 48.850 秒 東経 130 度 23 分 01.146 秒）から 352 度 50 分 35 秒  
36.352 メートルの地点

2 の地点	1 の地点から 15 度 19 分 09 秒	0.314 メートルの地点
3 の地点	2 の地点から 104 度 57 分 02 秒	0.578 メートルの地点
4 の地点	3 の地点から 14 度 54 分 34 秒	20.801 メートルの地点
5 の地点	4 の地点から 104 度 54 分 37 秒	0.350 メートルの地点
6 の地点	5 の地点から 3 度 00 分 25 秒	5.147 メートルの地点
7 の地点	6 の地点から 92 度 23 分 09 秒	0.048 メートルの地点
8 の地点	7 の地点から 2 度 49 分 53 秒	35.001 メートルの地点
9 の地点	8 の地点から 272 度 20 分 14 秒	0.049 メートルの地点
10 の地点	9 の地点から 2 度 49 分 48 秒	13.651 メートルの地点
11 の地点	10 の地点から 92 度 47 分 27 秒	0.801 メートルの地点
12 の地点	11 の地点から 2 度 49 分 27 秒	2.699 メートルの地点
13 の地点	12 の地点から 272 度 51 分 58 秒	0.800 メートルの地点
14 の地点	13 の地点から 2 度 49 分 34 秒	17.300 メートルの地点
15 の地点	14 の地点から 92 度 47 分 40 秒	0.800 メートルの地点
16 の地点	15 の地点から 2 度 50 分 40 秒	2.700 メートルの地点
17 の地点	16 の地点から 272 度 51 分 58 秒	0.800 メートルの地点
18 の地点	17 の地点から 2 度 49 分 51 秒	23.649 メートルの地点
19 の地点	18 の地点から 272 度 51 分 59 秒	0.700 メートルの地点
20 の地点	19 の地点から 2 度 48 分 07 秒	0.900 メートルの地点
21 の地点	20 の地点から 92 度 51 分 59 秒	0.700 メートルの地点
22 の地点	21 の地点から 2 度 50 分 23 秒	3.028 メートルの地点

## 3 工区

次の1の地点から21の地点までを順次直線で結んだ線及び21の地点と1の地点を結ぶ平成11年の春分の日満潮位（DL + 3.94メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点	天草郡有明町大字楠甫字本鳥越地籍図根多角点 HN12-1 （北緯 32 度 30 分 53.261 秒 東経 130 度 23 分 02.572 秒）から354度59分44秒 23.834 メートルの地点		
2の地点	1の地点から	24度20分20秒	2.890メートルの地点
3の地点	2の地点から	29度46分18秒	5.053メートルの地点
4の地点	3の地点から	36度22分00秒	5.054メートルの地点
5の地点	4の地点から	43度03分20秒	5.210メートルの地点
6の地点	5の地点から	50度47分48秒	6.651メートルの地点
7の地点	6の地点から	57度38分10秒	3.846メートルの地点
8の地点	7の地点から	62度38分08秒	3.846メートルの地点
9の地点	8の地点から	68度23分09秒	4.944メートルの地点
10の地点	9の地点から	74度53分15秒	5.036メートルの地点
11の地点	10の地点から	78度10分08秒	57.925メートルの地点
12の地点	11の地点から	73度10分18秒	20.076メートルの地点
13の地点	12の地点から	69度33分32秒	4.263メートルの地点
14の地点	13の地点から	53度24分21秒	3.783メートルの地点
15の地点	14の地点から	37度37分13秒	4.046メートルの地点
16の地点	15の地点から	21度26分23秒	4.000メートルの地点
17の地点	16の地点から	18度23分04秒	20.077メートルの地点
18の地点	17の地点から	13度23分03秒	8.545メートルの地点
19の地点	18の地点から	17度26分12秒	3.394メートルの地点
20の地点	19の地点から	28度39分42秒	5.977メートルの地点
21の地点	20の地点から	42度49分13秒	6.656メートルの地点

## (3) 面積

1 工区	3,581.11 平方メートル
2 工区	1,589.32 平方メートル
3 工区	829.77 平方メートル
合計	6,000.20 平方メートル

## 4 埋立地の用途

漁港施設用地

漁港再開発施設用地

## 5 関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに有明町建設課

## 熊本県告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年2月22日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成2年熊本県告示第735号熊本都市計画道路事業3・3・14号野口清水線
- 3 事業施行期間 平成2年10月29日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

## 熊本県告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年2月22日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成13年熊本県告示第171号熊本都市計画道路事業3・3・40号新土河原出水線
- 3 事業施行期間 平成13年3月2日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

## 熊本県告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事

業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年2月22日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成5年熊本県告示第645号熊本都市計画道路事業3・4・39号長六橋川尻線
- 3 事業施行期間 平成5年8月6日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

**熊本県告示第176号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年2月22日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年2月22日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	堂園小森 線	上益城郡益城町大字小谷字高遊  1598番1地先から 同字  1598番1地先まで	前	10.8	100.0	単幹道
			後	12.9	100.0	
"	"	上益城郡益城町大字杉堂字境目  780番2地先から 同字  780番2地先まで	前	10.6 ～ 11.8	61.2	"
			後	14.9 ～ 16.2	61.2	

- 2 区域変更する期日 平成18年2月22日

**熊本県告示第177号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年2月22日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年2月22日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苓北線	本渡市船之尾町  344番4地先から 同市城下町  58番8地先まで	265.0	緊道整
		本渡市本渡町本戸馬場字園田  897番 地先から 同字  890番1地先まで		

- 2 供用開始する期日 平成18年2月22日

**熊本県告示第178号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成18年2月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称  
八代加入区
- 2 発起人の住所及び氏名  
八代市千反町二丁目13号13番地 杉田 金義  
八代市鼠蔵町1244番地4 平田 剛  
八代市新開町3番18号 松村 廣
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合  
八代漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
平成18年2月22日から平成18年3月8日まで
- 5 縦覧場所  
八代漁業協同組合

**公 告****熊本県公告第129号**

都市計画事業の施行について、九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成10年建設省告示第228号本渡都市計画道路事業3・5・5号太田町水の平線
- 3 事務所の所在地 熊本県本渡市今釜新町3530
- 4 事業施行期間 平成10年2月19日から平成21年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

**熊本県公告第130号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営苓北地区（鶴工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成18年2月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営苓北地区（鶴工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年2月23日から平成18年3月23日まで
- 3 縦覧場所  
苓北町役場

**熊本県公告第131号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営苓北地区（小松1工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成18年2月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営苓北地区（小松1工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し

- 2 縦覧期間  
平成18年2月23日から平成18年3月23日まで
- 3 縦覧場所  
苓北町役場

**熊本県公告第132号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成18年2月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設、 農業用道路、区画整理	鞍岳東部 (第1-1 工区)	昭和63年12月22日	平成11年1月13日	熊本県
農業用排水施設、 農業用道路、区画整理	鞍岳東部 (第1-2 工区)	昭和63年12月22日	平成11年1月13日	熊本県
農業用排水施設、 農業用道路	鞍岳東部 (第1-3 工区)	平成15年12月19日	平成16年4月30日	熊本県
農業用排水施設	鞍岳東部 (第2-2 工区)	平成16年12月24日	平成17年7月26日	熊本県
農業用排水施設、 区画整理	鞍岳東部 (第3-1 工区)	昭和63年2月5日	平成8年1月24日	熊本県
農業用排水施設	鞍岳東部 (第3-2 工区)	平成16年12月24日	平成17年7月26日	熊本県
農業用排水施設	鞍岳東部 (第3-3 工区)	平成15年12月19日	平成16年4月30日	熊本県
農業用排水施設	鞍岳東部 (第5工 区)	平成15年3月26日	平成17年7月26日	熊本県

